

第64回 税理士試験 法人税法

Z—64—D 〔第一問〕 解 答

問 1

(1) 「示談金」の処理 (仕訳 [3])

借 方		貸 方	
項 目	金 額	項 目	金 額
地代家賃	2,000,000円	現金預金	2,000,000円

(処理の理由・考え方) [6]

示談金は、甲の所有する土地の使用料として取り扱われ、当期に債務の確定した2,000,000円は、当期の損金の額に算入される。

(理由・考え方)

A社は、明け渡し期限まで、毎月200,000円の支払いによって、甲の土地が使用できるのであるから、この示談金は、土地の使用するための対価と考えられる。

また、内国法人が支出する地代家賃は、その事業年度の販売費、一般管理費その他の費用（償却費以外の費用でその事業年度終了日までに債務の確定しないものを除く。）の額として損金の額に算入される。

この場合、債務の確定は、事業年度終了日までに、給付をすべき原因事実が発生していなければならぬため、当期において甲の土地を使用した期間相当額である2,000,000円は当期の損金の額に算入される。

総額48,000,000円のうち、残額46,000,000円については、当期に債務が確定しているものではないため、翌期以後の損金の額に算入されることになる。

(計 9 点)

問 2

(1) 4

(手続き)
X社、Y社及びZ社の連名で平成27年4月1日の3月前の日までに、申請書をX社の納税地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出し承認を受けなければならない。
(根拠)
連結納税の承認を受けようとする場合には、最初の連結事業年度としようとする期間の開始日の3月前の日までに、これらの法人のすべての連名で、一定の事項を記載した申請書その内国法人の納税地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出しなければならない。
この申請書の提出があった場合において、その開始日の前日までに処分がなかったときは、その日においてその承認があったものとみなす。

(2) 3

(手続き)
みなし事業年度の規定があるため、定款を変更して決算期をそろえる必要はない。
(根拠)
連結子法人の事業年度開始日及び終了日がそれぞれその開始日の属する連結親法人事業年度開始日及び終了日でない場合には、その連結親法人事業年度開始日からその終了日までの期間を、原則にかかわらず、その法人の事業年度とみなす。

(計 7 点)

(3) 4

<p>Y社は、特定連結子法人に該当し、その繰越欠損金は、Xグループ内での繰越控除はできる。</p>
<p>(根拠)</p>
<p>最初連結事業年度開始日前9年以内に開始した特定連結子法人の各事業年度において生じた青色欠損金額又は災害損失欠損金額は、連結欠損金額とみなされ、各連結事業年度の損金の額に算入される。</p>
<p>特定連結子法人とは、連結納税の開始に伴う資産の時価評価損益の適用がない法人として一定のものをいう。</p>

(4) 4

<p>(処理)</p>
<p>Z社は、連結開始直前事業年度において、時価評価資産である土地の評価益を益金の額に算入する。</p>
<p>建物は、時価評価資産に該当しないため、評価益を益金の額に算入する必要はない。</p>
<p>(根拠)</p>
<p>連結納税義務者の承認を受ける他の内国法人(最初連結親法人事業年度開始時に内国法人との間にその内国法人による完全支配関係を有するものに限る。)が連結開始直前事業年度終了時に有する時価評価資産の評価益又は評価損は、その連結開始直前事業年度の益金の額又は損金の額に算入する。</p>
<p>評価資産とは、固定資産、土地等(固定資産に該当するものを除く。)、有価証券、金銭債権及び繰延資産で一定のものをいう。</p>
<p>ただし、5年以内に圧縮記帳の適用を受けた減価償却資産、売買目的有価証券、償還有価証券などは含まれない。</p>

(計8点)

(5) 3

<p>(義 務)</p> <p>連帯納付の義務がある。</p> <p>(根拠規定)</p> <p>連結子法人は、連結親法人の各連結事業年度の連結所得に対する法人税について、連帯納付の責めに任ずる。</p>
--

(6) 3

<p>(取扱い)</p> <p>Xグループ外の者へ寄附した場合には、連結損金算入限度額を超える部分の金額は、損金の額に算入しない。</p> <p>(根 拠)</p> <p>連結法人が支出した寄附金の額（連結法人に対する寄附金の額を除く。）の合計額のうち、連結損金算入限度額を超える部分の金額は、各連結事業年度の損金の額に算入しない。</p> <p>連結損金算入限度額は次による。</p> <p>$\left[\text{連結親法人の期末連結個別資本金等の額} \times \frac{12}{12} \times \frac{2.5}{1,000} + \left[\text{連結所得金額} + \text{支出寄附金の総額} \right] \times \frac{2.5}{100} \right] \times \frac{1}{4}$</p>

(計6点)

(7) 4

(税務上の効果)
X社が有するY社株式を全部を第三者に譲渡することにより、完全支配関係が消滅し、連結納税の承認が取り消されたものとみなされる。
また、連結子法人がなくなったことにより、連結法人が連結親法人のみとなった場合は、その連結事業年度開始日から連結子法人がなくなった日（離脱日という。）の前日までの期間及び離脱日からその連結事業年度終了日までの期間が、事業年度とみなされる。
(税務処理)
Y社が有するZ社株式について帳簿価額を修正する。次に、X社が有するY社株式の帳簿価額を修正する。
そのうえで、Y社株式の譲渡損益の計算を行う。

(計4点)

Z—64—D 〔第二問〕 解 答

問1 甲社の所得金額又は欠損金額

1. 現金預金

計算過程	
1. ドル建預金	2. 受取利息等
(1) 税務上 $500,000 \times 102.5 = 51,250,000$ 円	(1) 受取利息 $7,500 \times 103 = 772,500$ 円
(2) 会計上 50,750,000円	(2) 源泉所得税 $772,500 \times 15\% = 115,875$ 円
(3) (1) - (2) = 500,000円	(3) 復興特別所得税 $115,875 \times 2.1\% = 2,433$ 円
	(4) 利子割額 $772,500 \times 5\% = 38,625$ 円
加算調整すべき項目及び金額	
ドル建預金計上もれ 500,000円	
損金経理をした道府県民税利子割額 38,625円	
法人税額から控除される所得税額及び復興特別所得税 $115,875 + 2,433 = 118,308$ 円	
減算調整すべき項目及び金額	
調整不要項目及びその理由	

2. 売上債権

計算過程	
F社売掛金	
(1) 税務上 $(23,920,000 \div 104) \times 102 = 23,460,000$ 円	
(2) 会計上 23,920,000円	
(3) (1) - (2) = △460,000円	
加算調整すべき項目及び金額	
減算調整すべき項目及び金額	
外貨建売掛金過大計上 460,000円	
前期売掛金計上もれ認容 2,100,000円	
調整不要項目及びその理由	
丁社に対する受取手形及び売掛金は、貸倒損失の事由には該当しないため、調整は不要。 [1]	

(計1点)

3. 有価証券

計算過程	
丁社株式	Jベンチャーファンド出資
(1) 判定 $50,000 \times 50\% = 25,000\text{円} > 24,000\text{円}$ 回復見込み不明 ∴ 不可	(1) 繰入限度 $50,000,000 \times 80\% = 40,000,000\text{円}$ (2) 繰入超過 $(50,000,000 - 5,000,000) - (1) = 5,000,000\text{円}$
(2) $50,000 \times 100\text{株} - 2,400,000 = 2,600,000\text{円}$	
加算調整すべき項目及び金額	
丁社株式評価損否認	2,600,000円
新事業開拓事業者投資損失準備金積立超過額	5,000,000円
減算調整すべき項目及び金額	
調整不要項目及びその理由	
H社株式 有価証券取得税は、取得価額に算入しないことができる。①	
F社株式・H社株式は外貨建有価証券であるが、発生時換算法のため調整不要。	
F社株式・H社株式の取得資金に係る支払利息は取得価額に算入しないことができる。	

4. 棚卸資産

計算過程	
買掛金	
(1) 税務上	$(20,000 + 20,000) \times 102 = 4,080,000\text{円}$
(2) 会計上	$20,000 \times 103 + 20,000 \times 102.5 = 4,110,000\text{円}$
(3)	$(1) - (2) = \Delta 30,000$
加算調整すべき項目及び金額	
買掛金過大計上	30,000円
減算調整すべき項目及び金額	
調整不要項目及びその理由	
K材料は、今後通常の価額で販売することができないため、評価損は認められる。①	

(計2点)

5. 固定資産

<p>計算過程</p> <p>工場兼倉庫</p> <p>(1) 修繕費 $6,000,000円 \leq 90,800,000 \times 10\% = 9,080,000円 \quad \therefore 6,000,000円$</p> <p>(2) 資本的支出 $10,000,000 - 6,000,000 = 4,000,000円$</p> <p>(3) 償却限度 (本体) $90,800,000 \times 0.9 \times 0.033 = 2,696,760円$ (資本的支出) $4,000,000 \times 0.033 \times \frac{9}{12} = 99,000円$</p> <p>(4) 償却超過 (本体) $2,696,760 - 2,696,760 = 0$ (資本的支出) $4,000,000 - 99,000 = 3,901,000円$</p> <p>機械装置A</p> <p>(1) 前期 $\{22,000,000 - (19,687,066 - 1,053,782)\} \times 0.313 = 1,053,782円 \leq 22,000,000 \times 0.05111 = 1,124,420円$ $\therefore \{22,000,000 - (19,687,066 - 1,053,782)\} \times 0.334 = 1,124,483円 \quad 1,053,782 - 1,124,483 = \triangle 70701 \rightarrow 0$</p> <p>(2) 当期 $(22,000,000 - 19,687,066) \times 0.313 = 723,948円 \leq 1,124,420円$ $\{22,000,000 - (19,687,066 - 1,053,782)\} \times 0.334 = \underline{1,124,483円} \quad 723,948 - 1,124,483 = \triangle 400,535 \rightarrow 0$</p> <p>機械装置B □1</p> <p>(1) 償却限度 $(27,000,000 - 17,745,117) \times 0.250 = \underline{2,313,720円} \geq 27,000,000 \times 0.04448 = 1,200,960円$</p> <p>(2) 償却超過 $2,313,720 - 2,313,720 = 0$ □1</p> <p>(3) 特別償却準備金要取崩額</p> <p>$(27,000,000 \times 30\%) \times \frac{12}{84} = 1,157,142円$</p> <p>(4) 取崩額 $1,157,142 - 1,057,142 = 100,000円$</p> <p>機械装置C</p> <p>(1) 前期 $(16,000,000 + 400,000 + 800,000) \times 0.118 = 2,029,600円 \geq (16,000,000 + 400,000 + 800,000) \times 0.04038 = 694,536円$ $\therefore 2,029,600 \times \frac{3}{12} = 507,400円$ $(472,000 + 400,000 + 800,000) - 507,400 = 1,164,600円$ (超過)</p> <p>(2) 当期 $\{(16,000,000 + 400,000 + 800,000) - 507,400\} \times 0.118 = 1,969,726円 \geq 694,536円 \quad \therefore 1,969,726円$</p> <p>(3) 償却超過 $1,832,204 - 1,969,726 = \triangle 137,522$ $137,522円 \leq 1,164,600円 \quad \therefore 137,522円$ (認容)</p> <p>(4) 特別償却準備金 $\{(16,000,000 + 400,000 + 800,000) - 507,400\} - 1,969,726 = 14,722,874円$ $13,695,696 - 14,722,874 = \triangle 1,027,178$ (打ち切り) □1</p>
<p>加算調整すべき項目及び金額</p> <p>工場兼倉庫 (資本的支出) 減価償却超過額 $3,901,000円$</p> <p>特別償却準備金取崩額 $1,057,142円$</p> <p>特別償却準備金取崩不足額 $100,000円$</p>
<p>減算調整すべき項目及び金額</p> <p>減価償却超過額認容 (機械装置C) $137,522円$</p> <p>特別償却準備金認容 (機械装置C) $13,695,696円$</p>
<p>調整不要項目及びその理由</p> <p>本社建物 LED照明設備 適正</p> <p>工場兼倉庫 (本体)、機械装置A及び機械装置Bについては、償却超過額が生じていないため、調整不要。 □1</p>

(計4点)

6. 売上割戻し

計算過程
加算調整すべき項目及び金額
減算調整すべき項目及び金額 前期売上割戻し認容 600,000円
調整不要項目及びその理由

7. 受取配当金

<p>計算過程</p> <p>F社（外国子会社）</p> <p>(1) 益金不算入</p> <p>① 535,500円</p> <p>② ①×5%=26,775円</p> <p>③ ①-②=508,725円</p>
<p>加算調整すべき項目及び金額</p> <p>外国源泉税損金不算入額 53,550円</p> <p>法人税額から控除される外国法人税 38,250円</p>
<p>減算調整すべき項目及び金額</p> <p>外国子会社配当等の益金不算入額 508,725円</p>
<p>調整不要項目及びその理由</p> <p>H社配当 382,500円（外国子会社に該当しないため、益金不算入の対象とならない。） ①</p>

(計1点)

8. 生命保険料

<p>計算過程</p> <p>(1) 逓増保険金 $400,000 \times \frac{3}{4} \times 6 = 1,800,000$円</p> <p>(2) 定期付養老保険 $400,000 \times \frac{1}{2} \times 14 = 2,800,000$円</p>
<p>加算調整すべき項目及び金額</p> <p>保険積立金計上もれ (逓増保険金) 1,800,000円</p> <p>保険金積立金計上もれ (定期付養老保険) 2,800,000円</p>
<p>減算調整すべき項目及び金額</p>
<p>調整不要項目及びその理由</p>

9. 貸倒引当金

<p>計算過程</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 15%;">受取手形</th> <th style="width: 15%;">割引手形</th> <th style="width: 15%;">売掛金</th> <th style="width: 15%;">F社</th> <th style="width: 15%;">貸付金</th> <th style="width: 15%;">雑損失</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 期末債権</td> <td>66,285,000</td> <td>+8,000,000</td> <td>+227,335,000</td> <td>-460,000</td> <td>+1,770,000</td> <td>+5,000,000</td> </tr> <tr> <td colspan="7">= 307,930,000円 1</td> </tr> <tr> <td>(2) 実質的に債権とみられない金額</td> <td colspan="6"></td> </tr> <tr> <td> ① 丁社</td> <td>15,750,000</td> <td>+4,200,000</td> <td>=19,950,000円</td> <td>>1,500,000円</td> <td>∴</td> <td>1,500,000円</td> </tr> <tr> <td> ② F社</td> <td>23,460,000円</td> <td>>4,080,000円</td> <td>∴</td> <td>4,080,000円</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td> ③ 合計</td> <td colspan="6">①+②=5,580,000円</td> </tr> <tr> <td>(3) 繰入限度</td> <td colspan="6">$((1)-(2)) \times \frac{8}{1,000} = 2,418,800$円</td> </tr> <tr> <td>(4)</td> <td colspan="6">$2,422,640 - 2,418,800 = 3,840$円</td> </tr> </tbody> </table>		受取手形	割引手形	売掛金	F社	貸付金	雑損失	(1) 期末債権	66,285,000	+8,000,000	+227,335,000	-460,000	+1,770,000	+5,000,000	= 307,930,000円 1							(2) 実質的に債権とみられない金額							① 丁社	15,750,000	+4,200,000	=19,950,000円	>1,500,000円	∴	1,500,000円	② F社	23,460,000円	>4,080,000円	∴	4,080,000円			③ 合計	①+②=5,580,000円						(3) 繰入限度	$((1)-(2)) \times \frac{8}{1,000} = 2,418,800$ 円						(4)	$2,422,640 - 2,418,800 = 3,840$ 円					
	受取手形	割引手形	売掛金	F社	貸付金	雑損失																																																									
(1) 期末債権	66,285,000	+8,000,000	+227,335,000	-460,000	+1,770,000	+5,000,000																																																									
= 307,930,000円 1																																																															
(2) 実質的に債権とみられない金額																																																															
① 丁社	15,750,000	+4,200,000	=19,950,000円	>1,500,000円	∴	1,500,000円																																																									
② F社	23,460,000円	>4,080,000円	∴	4,080,000円																																																											
③ 合計	①+②=5,580,000円																																																														
(3) 繰入限度	$((1)-(2)) \times \frac{8}{1,000} = 2,418,800$ 円																																																														
(4)	$2,422,640 - 2,418,800 = 3,840$ 円																																																														
<p>加算調整すべき項目及び金額</p> <p>貸倒引当金繰入超過額 3,840円</p>																																																															
<p>減算調整すべき項目及び金額</p>																																																															
<p>調整不要項目及びその理由</p>																																																															

(計1点)

10. 接待交際費

他の勘定科目に振り替える方が、適当と認められる場合には、当該科目名及びその金額を記載しなさい。

振替前科目	振替後科目	振替金額
接待交際費	寄附金	2,000,000円
接待交際費	寄附金	500,000円
接待交際費	情報提供料	1,500,000円
接待交際費	福利厚生費	① 30,000円
福利厚生費	接待交際費	① 630,000円

上記振替金額について、税務上の調整が必要なものがある場合の当該調整金額

<p>計算過程</p> <p>1. 寄附金</p> <p>① 支出寄附金 (イ) 特定 500,000円 (ロ) その他 2,000,000円 合計 2,500,000円</p> <p>② 損金算入限度 (イ) $\{(80,000,000 + 15,000,000) \times \frac{12}{12} \times \frac{2.5}{1,000} + (102,824,314 + 2,500,000) \times \frac{2.5}{100}\} \times \frac{1}{4} = 717,651$円 (算式①) (ロ) $\{(80,000,000 + 15,000,000) \times \frac{12}{12} \times \frac{3.75}{1,000} + (102,824,314 + 2,500,000) \times \frac{6.25}{100}\} \times \frac{1}{2} = 3,469,509$円</p> <p>③ 損金不算入 $2,500,000 - ※500,000 - 717,651 = 1,282,349$円 ※ $500,000$円 < $3,469,509$円 ∴ $500,000$円</p>
加算調整すべき項目及び金額
減算調整すべき項目及び金額
<p>調整不要項目及びその理由</p> <p>1. 交際費等</p> <p>① 支出交際費等 $7,500,000 - 2,000,000 - 500,000 - 1,500,000 - 1,360,000 - 30,000 + 630,000 = 2,740,000$円 ①</p> <p>② 損金算入限度 $(3,200,000 - 1,360,000) \times 50\% = 920,000$円 $\leq 8,000,000 \times \frac{12}{12} = 8,000,000$円 ∴ $8,000,000$円</p> <p>③ 損金不算入 ① - ② = $\Delta 5,260,000 \rightarrow 0$</p>

11. その他調整すべき項目

<p>計算過程</p> <p>出版権</p> <p>(1) 償却期間 3年</p> <p>(2) 償却限度 $(2,500,000 \times \frac{36}{30}) \times \frac{12}{36} = 1,000,000$円</p> <p>(3) 償却超過 $(2,500,000 - 1,200,000) - 1,000,000 = 300,000$円</p>
<p>加算調整すべき項目及び金額</p> <p>繰延資産償却超過額 300,000円 損金経理をした法人税 2,064,000円</p> <p>貸付金計上もれ 5,000,000円 損金経理をした道府県民税 1,376,000円</p> <p>損金経理をした納税充当金 17,750,000円</p>
<p>減算調整すべき項目及び金額</p> <p>納税充当金から支出した事業税等 3,554,000円</p>

(計4点)

12. 別表四 (簡易様式)

区 分	総 額	処 分		
		留 保	社 外 流 出	
当期利益又は当期欠損金の額	円 79,506,100	円 77,106,100	配 当	① 2,400,000 円
			その他	
損金経理をした法人税及び復興特別法人税 (附帯税を除く。)	2,064,000	① 2,064,000		
損金経理をした道府県民税 (利子割額を除く。) 及び市町村民税	1,376,000	① 1,376,000		
損金経理をした道府県民税利子割額	38,625	① 38,625		
損金経理をした納税充当金	17,750,000	① 17,750,000		
減価償却の償却超過額	3,901,000	① 3,901,000		
役員給与の損金不算入額			その他	
交際費等の損金不算入額			その他	
ドル建て預金計上もれ	500,000	① 500,000		
外国源泉税等損金不算入額	53,550		その他	① 53,550
新事業開拓事業者投資損失準備金積立超過額	5,000,000	① 5,000,000		
丁社株式評価損否認	2,600,000	① 2,600,000		
買掛金過大計上	30,000	① 30,000		
特別償却準備金取崩額	1,057,142	① 1,057,142		
特別償却準備金取崩不足額	100,000	① 100,000		
保険積立金計上もれ (通 増 保 険)	1,800,000	① 1,800,000		
保険積立金計上もれ (定 期 付 養 老 保 険)	2,800,000	① 2,800,000		
貸倒引当金繰入超過額	3,840	① 3,840		
繰延資産償却超過額	300,000	① 300,000		
貸付金計上もれ	5,000,000	① 5,000,000		
小 計	44,374,157	44,374,157		53,550

(計18点)

(別表四続き)

減	減価償却超過額当期認容額	137,522	①	137,522		
	納税充当金から支出した事業税等の金額	3,554,000	①	3,554,000		
	受取配当等の益金不算入額				※	
	外国子会社から受ける剰余金の配当等の益金不算入額	508,725			※	① 508,725
	法人税等の中間納付額及び過誤納に係る還付金額					
	前期売掛金計上もれ認容	2,100,000	①	2,100,000		
	売掛金過大計上	460,000	①	460,000		
	特別償却準備金認容	13,695,696	①	13,695,696		
	前期売上割戻し認容	600,000	①	600,000		
算						
	小計	21,055,943		20,547,218	外※	508,725
	仮計	102,824,314		100,879,489	外※	△508,725 2,453,550
	寄附金の損金不算入額	1,282,349			その他	1,282,349
法人税額から控除される所得税額及び復興特別法人税額から控除される復興特別所得税額	118,308			その他	① 118,308	
税額控除の対象となる外国法人税の額	38,250			その他	① 38,250	
所得金額又は欠損金額	104,263,221		100,879,489	外※	△508,725 3,892,457	

(計9点)

問2 X社の税務上の仕訳

(借方) / 金額	(貸方) / 金額
合併契約時 ② (Z 社 株 式) / 7,200,000	(Z 社 株 式) / 6,000,000 (有価証券譲渡益) / 1,200,000
合併時 ② (資 産) / 27,000,000 (有価証券譲渡損) / 100,000	(負 債) / 12,000,000 (資本金等の額) / 3,000,000 (利益積立金額) / 4,500,000 (Z 社 株 式) / 7,480,000 (現 金) / 120,000

本合併が適格合併となるための要件⑥

Z社株式（合併親法人株式）以外の資産が交付されないことのほか、次の①～⑤の要件を満たしていること
① 被合併法人の被合併事業と合併法人の合併事業とが相互に関連するものであること。
② 次のいずれかの要件
イ それぞれの売上金額、従業者数、資本金の額等の規模の割合がおおむね5倍を超えないこと。（事業規模要件）
ロ 被合併法人及び合併法人の特定役員が合併後に合併法人の特定役員となることが見込まれていること。（特定役員引継要件）
③ 被合併法人の従業者総数のおおむね80%以上が合併後に合併法人の業務に従事することが見込まれていること。（従業者の引継要件）
④ 被合併法人の被合併事業が合併後に合併法人において引き続き営まれることが見込まれていること。（事業継続要件）
⑤ 合併直前の被合併法人の株主等で、その合併により交付を受ける合併法人株式等の全部を継続して保有することが見込まれる者が被合併法人の発行済株式等の80%以上であること。（株式継続保有要件）

(計10点)